

2026年9月11日

株式交換に関する事後開示書面

(株式交換完全親会社／会社法第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示書類)

(株式交換完全子会社／会社法第791条第1項第2号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示書類)

東京都目黒区中根二丁目3番19号
株式会社牧野フライス製作所
代表取締役 宮崎 正太郎

東京都目黒区中根二丁目3番19号
株式会社牧野技術サービス
代表取締役 松永 和彦

株式会社牧野フライス製作所（以下「MT」といいます。）及び株式会社牧野技術サービス（以下「MTS」といいます。）は、MT及びMTSとの間で2026年7月31日付で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年9月11日を効力発生日として、MTを株式交換完全親会社、MTSを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、MTにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換となります。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年9月11日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったMTSの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

MTSは、会社法第785条第3項に基づき、2026年8月18日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるMTの商号、住所をMTSの株主宛に通知いたしましたが、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行ったMTSの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

MTは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

MTは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2026年8月18日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるMTSの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、MTは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりMTに移転したMTSの株式の数は、30,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) MTは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社

法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をMTに通知したMTの株主はおりませんでした。

(2) MTSは、会社法第783条第1項の規定により、2026年8月18日付の株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) MTは、本株式交換により、基準時のMTSの株主（ただし、MTを除きます。）に対して、その所有するMTSの普通株式1株につきMTの普通株式19.9株の割合をもって、MTの普通株式を割当交付いたしました。なお、MTが割当交付したMTの普通株式の合計は597,000株であり、そのすべてをMTが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(4) 本株式交換に伴い増加したMTの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金 : 0円
- ③ 利益準備金 : 0円

以 上